

健康保険 第三者の行為による傷病届

提出日 年 月 日

① 被保険者 (被害者)欄	保険証	記号 番号	事業所 名称		
	氏名		所属		
	住所	〒 -	電話		
	負傷者 氏名		続柄		
② 加害者について	氏名		親権者 氏名	(加害者が未成年の場合)	
	住所	〒 -	電話	自宅 携帯	
	勤務先	名称		電話	
		住所			
	加害車 輛について (交通事故)	車体 番号		ナンバー	
		自賠責	保険 会社名		証明書 番号
			所在地		保険 契約者
	任意 保険	加入 有無	<input type="checkbox"/> 加入あり <input type="checkbox"/> 未加入	一括 対応	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		保険 会社名		証明書 番号	
		所在地		保険 契約者	
③ 被害者加入 の任意保険	保険 会社名		電話		
④ 事故 内容	日時	年 月 日	午前 午後	時 分頃	
	場所		事故の 種別		
	どのようなとき	勤務時間中 ・ 休憩時間中 ・ 通勤途中(出勤・帰宅) ・ 社用外出中 ・ 私用外出中 ・ その他			
	過失度合	相手方 (1・2・3・4・5・6・7・8・9・10)		自分 (1・2・3・4・5・6・7・8・9・10)	
	傷病名		入院先		
	警察への届出	<input type="checkbox"/> 届出済(署) <input type="checkbox"/> 未届(理由:)			
	発生事故の概要	交通法規違反 ・ 飲酒 ・ その他			
加害者との交渉状況			請求先		
添付書類	自動車事故証明書 ・ 誓約書 ・ 念書		作成者	印	

※③被害者加入の任意保険について:

加害者が任意保険未加入、または任意保険使用不可の場合で、被害者の自動車人身傷害保険を使用する場合にご記入ください。

事故発生状況報告書

事故証明書 第 号
番号

甲氏名 (加害者)		乙氏名 (被害者)		運転・同乗 { 加害者 他方者 } 歩行・その他 ()				
天 候	晴・曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・普通・閑散	明 暗				
道路状況	舗 装 { してある してない }	歩道(片・両) { ある ない }	直線・カーブ	平坦・坂道				
	見 通 し { 良い 悪い }	積雪・凍結	環 境 { 商店街・住宅街・田園(郊外) 国道・バイパス・山間地・その他() }					
信号又は 標 識	信 号 { ある ない }	駐・停車禁止 { されている されていない }	その他標識 ()					
速 度	加害者	km/h (制限速度	km/h)、	他方車				
				km/h (制限速度				
				km/h)				
事故現場における自動車と被害者との状況を图示してください	事故発生状況略図 (道路幅をm) で記入してください。							
					加 害 者			
					他 方 車			
					進行方向			
					信 号			
					一時停止			
					人 間			
					自 動 車 } オ ー ト バ イ }			
					上 書 いて 下 さい。			
上記図の説明を								

別紙交通事故証明に補足して、上記のとおり報告いたします。

年 月 日

報告者 甲との関係 ()
乙との関係 ()

氏 名 (印)

日産化学健康保険組合
理 事 長 殿

念 書

年 月 日（事故発生場所）において
（加害者）の行為により（被害者）
の被った保険事故について、私が健康保険法による保険給付を受けた場合は、私が
加害者に対して有する損害賠償請求権を健康保険法第 57 条の規定により、日産化
学健康保険組合が給付の価格の限度において取得代行し、かつ賠償金を受領するこ
とに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。
なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 治癒、治療中止、治療終了または症状固定と診断された場合、もしくは加害者
と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者から金品を受けたときは、その内容を遅滞なく届出ること。

年 月 日

被害者住所

氏 名

④

以上

※写しを取って控えとしてお持ちください。

日産化学健康保険組合
理 事 長 殿

誓 約 書

年 月 日(事故発生場所)において、
加害者 と被害者 殿の間に発生した事故(件)
に就き、被害者 殿の受傷に関する医療関係費用について、貴健
康保険組合より保険給付を受けた場合には、健康保険法第 57 条の規定により求償
された額について直ちに返還いたします。
なお、自動車損害賠償責任保険宛請求するときは、事前にその旨ご報告いたします。
以上、誓約いたします。

(支払手続窓口： 保険会社の予定)

年 月 日

加害者住所

氏 名 ⑩

連帯保証人住所

氏 名 ⑩

連帯保証人住所

氏 名 ⑩

※写しを取って控えとしてお持ちください。

交通事故等にあったとき（第三者行為）

健康保険を使用するときは、すぐに健康保険組合に届出を！

自動車事故の被害者になったとき、その治療に必要な医療費（最終的には加害者の過失割合に応じた分）は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。医療費は全額加害者負担にし、その都度かかった医療費を支払ってもらうのが一番よい方法です。ところが、実際問題として、良心的な加害者ばかりいるわけではありません。

また、加害者に支払い能力がないこともあります。それではさしあたって必要な病院への支払いに困ってしまいます。自費診療では被害者の負担が大変です。

そこで、とりあえず被害者救済の意味から、必要な治療費は健康保険組合が一時立て替えてよいことになっています。つまり、被害者となった人は、まず健康保険で治療を受けることができるわけです。

※健康保険で治療をうける場合は、必ず健康保険組合に対して「第三者行為による傷病届」を提出してください。

被害者が健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が負担したことになりますので、後日、※2 健康保険組合はその治療費を加害者または自動車保険会社に請求します。この請求に必要な書類が「第三者行為による傷病届」です。なお、健康保険で治療を受けたときは、示談する前に健康保険組合に治療終了日（含む症状固定）を連絡し、独断で加害者と示談することのないようにしてください。

※2 健康保険法第 57 条（損害賠償請求権）

保険者は給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価格の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（被扶養者（家族）を含む）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

交通事故の書類提出要領

【車同士の事故】

車同士の事故で、どちらかがケガをした場合、どちらにも何らかの過失があることがほとんどです。その場合、両人ともが加害者であり、同時に被害者となります。よってお互いに第三者行為が成立します。健康保険組合に「健康保険 第三者の行為による傷病届」等一式書類を提出してください。

【自損事故・ひき逃げ事故】

わき見運転等による自損事故によって同乗者がケガをした場合、運転者が加害者となり、第三者行為となります。したがって同乗者（被扶養者）が健康保険で治療を受けた場合は必ず健康保険組合に「健康保険 第三者行為による傷病届」を提出してください。

また、同乗者（被扶養者）がいない単独事故や、ひき逃げの場合は、「事故発生状況報告書」を提出してください。

【その他】

自動車事故以外の自転車同士の事故、暴力行為によりケガをした場合、他人の犬に咬まれた場合なども第三者行為となります。いずれも健康保険組合に届け出てください。

なお、業務上や通勤途上の第三者行為による病気やケガについては、労災保険で医療を受けることとなりますので、健康保険は使用しないでください。

手続き

以下の書類を健康保険組合に、できるだけ迅速に提出してください。

第三者の不法行為（交通事故等）で負傷し、健康保険証を使って治療を受けた場合、健康保険組合に届け出ることが義務となっておりますのでご注意ください。

【交通事故（第三者）の場合】

（◆は必ず提出が必要な書類）

- ◆健康保険 第三者の行為による傷病届
- ◆念書
- ◆事故発生状況報告書
- ◆交通事故証明書（原本）
 - ・誓約書（加害者に記入してもらえない場合は、その旨を余白に記入）

【自損（単独）事故・ひき逃げの場合】

- ◆事故発生状況報告書
- ◆交通事故証明書（写）